

農委広報

しらたか

2019年1月

編集発行
白鷹町農業委員会



郷土食伝承事業 ～ 白鷹町食の街道連絡協議会 ～

「地元の農産物をふんだんに使った郷土食を子供たちに食べさせてあげたい」との思いから、町内の6年生を対象に毎年実施している人気の事業です。農家のお母さんが作った愛情たっぷりの郷土食を堪能しました。芋煮、栗ごはん、みそおにぎり、かぼちゃサラダ、冷や汁など、普段とは違った学校給食に笑顔が絶えることはありませんでした。地元農産物の旬の味、そして先人たちの知恵。たくさん学び、たくさん食べることができました。

年頭のごあいさつ



第21期
白鷹町農業委員会
会長
樋口 太一

新年あけましておめでとうございます。皆様におかれましては、穏やかに新年をお迎えのことと心よりお喜び申し上げます。昨年は、西日本豪雨災害、大阪北部地震、北海道胆振東部地震、さらに台風21号など大きな自然・気象災害がありました。亡くなられた方のご冥福をお祈り申し上げますと共に、被災された皆様にご心よりお見舞いを申し上げます。

県内においては庄内、最上地区の豪雨災害、置賜地区は高温少雨による干ばつ渇水など、農畜産物への被害があり、全国的にも気象異変が起きた一年でもありました。白鷹町においては、春先の降霜被害や高温少雨による渇水となり、出穂期の水不足対応として干害応急対策を実施していただきましたが、結果的に農作物の生育に影響がみられ、作況指数は97とやや不良となりました。

また、果樹も台風による落下、傷害果の

発生、野菜も干ばつの影響を受け、農畜産物生産には大変厳しい年となりました。国による生産調整の廃止や米の直接支払い廃止という政策を加えると大幅な農業所得の減収となりました。

TPP11協定が12月30日に6カ国に対し発行され、残り5カ国も1月中旬以降に発行予定です。

また、EPAも2月1日に発行する見通しであると報道がありました。大型協定が相次ぎ発行し日本農業は、過去にない大きな市場開放を迎えることとなります。

このような状況の中、国政においては、少子高齢化で人口減少が急速に進む地方の基幹産業として、農業、農村活性化のための具体的な施策を望むものであり、注視していききたいと思っております。

農業委員会においても、農地の担い手への集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進、優良農地の確保などの課題に対し、農地パトロールや、人・農地プランの会議等日常活動を通じ地域のご意見をお伺いしながら、行政に意見し、活力ある農業・農村を目指し農業委員・農地利用最適化推進委員が一体となり活動して参りたいと考えています。

町民の皆様には、本年が佳き年になりますように衷心よりご祈念申し上げますご挨拶といたします。

本年もどうぞ よろしくお願ひします

農業委員一同

- | | |
|-------|--------|
| 会長 | 樋口 太一 |
| 会務代理者 | 小林 孝次 |
| 委員 | 丸川 正博 |
| 委員 | 梅津 彰 |
| 委員 | 福田 京子 |
| 委員 | 齋藤 永治郎 |
| 委員 | 大木 光明 |
| 委員 | 五十嵐 清美 |
| 委員 | 紺野 清一 |
| 委員 | 沼澤 久章 |

農地利用最適化推進委員一同

- | | |
|------|-------|
| 推進委員 | 小林 周一 |
| 推進委員 | 後藤 伸一 |
| 推進委員 | 高谷 忠雄 |
| 推進委員 | 奥山 進 |
| 推進委員 | 安達 善晴 |



「平成31年度白鷹町農業農村振興施策に関する意見書」提出



委員会は、最大の使命である農地等の利用の最適化を効率的かつ効果的に実施すること、また更なる施策の充実・強化が必要であることから、10月26日「白鷹町農業農村振興施策に関する意見書」を佐藤町長に提出しました。
(以下、意見書抜粋)

1. 米政策について

- 生産者の安定した農業経営が継続できる補助制度の情報の提供
- 強い意欲で農業経営に取り組み農家が受けやすい要件の補助事業の充実
- 町単独の充実した補助制度の創設

2. 農業の担い手育成について

- 若手農業者を中心とする農業後継者確保
- 継続して安定した農業経営が出来る若手農業者支援
- 親元で農業を学ぶ後継者への奨励金、農業経営にかかる利子補助等の町単独支援

3. 地域の特性を生かした農業のありかたについて

- 農地を集約し、畑作や自給飼料、果樹などの農地の基盤整備等の補助事業
- 小規模でも事業実施可能な基盤整備等の補助事業

4. 遊休農地の解消について

- 遊休農地の解消を目的とした補助事業や人的体制づくり
- 畑地の基盤整備事業
- 中山間地の農地等の小面積で機械使用が困難な農地に対する補助制度の新設

5. 有害鳥獣対策について

- 被害が拡大しているイノシシに対する早急な対策
- 猟友会との密な連携
- 地域にあった侵入防止柵の補助等の積極的な対策



第二十二回 全国農業担い手サミット inやまがた

平成30年11月8・9日、山形市の山形国際交流プラザ（ビッグウイング）において、第21回『全国農業担い手サミット in やまがた』が開催されました。

皇太子殿下のご臨席のもと、全国の担い手が集結。大会において、置賜から南陽市の(株)黒澤ファームが農林水産大臣賞を受賞されました。

また、県内8ブロックに分かれ、長井市タスパークホテルで開催された西置賜地域交流会では、長井の黒獅子舞が披露されるなど、賑やかに行われました。

2日目は、現地研修会が行われ、白鷹町のコースでは、どりのいむ農園直売所、サンファームしらたか、いきいき深山郷のどか村・深山和紙センター、あゆ茶屋を順に研修。各所で多数のお買い物もいただき、参加者には大変喜んでいただきました。



独自研修会報告

町外及び町内研修を通して

農業委員及び農地利用最適化推進委員による町外研修を6月19日に米沢市と南陽市で行いました。

午前中は米沢市の榎田んぼ花の里李山において、6次産業を研修しました。生産、加工、販売は大変厳しい状況であるため、加工は別ルートにし米粉麺を主に販売しておられました。

米沢市は自校給食であり、学校給食に月1回提供するまでとなった話や、



地元高齢者の方と一緒に農作物を生産していることなどお聞きすることができました。

午後は南陽市の山形おきたま広域集出荷施設を視察しました。注目は、果実にやさしく多品種を大量に処理可能な選果機です。置賜全域の野菜や果実が収集され、選果を一手に引き受け出荷していくと説明を受けました。また、高鮮度貯蔵施設も視察させていただきました。



最新の貯蔵施設はシャインマスカット専用に使われていくことでした。

10月31日には、町内のため池視察研修を行いました。町内には26カ所ため池があります。ため池の役割は、今年のよりに降水量が少なく流域の河川に恵まれない地域などで、農業用水を確保するために水を貯え、取水できるような人工的に造成された池です。今後の課題は老朽化や維持管理などを検討していく必要があるという事を学びました。



(会長職務代理 小林孝次委員)

置賜(南陽市)で開催 山形県農業委員会大会

11月16日、南陽市で県内の農業委員と農地利用最適化推進委員が一堂に会し、県農業委員会大会が開かれ、本町の樋口太一会長が議長を務めました。

農業委員会組織のこれまでの取組を踏まえて、農地利用の最適化に関する実績を着実に積み重ねて行けるよう現場の意見を反映させた政策提案を行うとともに『新・



農地を活かし、担い手を応援する全国運動』をやり遂げるための申し合わせ等を議決いたしました。具体策として地域の実態を踏まえた農地利用最適化方針の策定を徹底し、地域の農業者の農業経営並びに農地に関する意向調査に取り組み他『人・農地プラン』等の話し合い活動の中心的役割を果たすことを通じて地域における農地利用の最適化、農地の利用調整、遊休農地の発生防止・解消に取り組むことなど申し合わせました。

懸念されます。遊休農地を解消し農地を守り担い手への集積を推し進めて、より良い農業経営環境を構築できるような取り組みをしなければならないと思いを新たにしました。

(農振副部長 丸川正博委員)



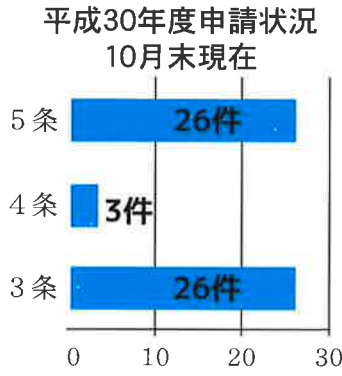
農地調査・パトロール

農業委員の通常業務は、農地の利用状況の調査や違反転用等の調査を行うため農地パトロールを実施しています。

農地の転用等の申請調査を毎月1回実施、その他に新規就農者面談も実施しております。

平成30年度は、これまで2名の面談がおこなわれており、所有権移転、転用申請の状況は、3条26件、4条3件、5条26件で、合計55件の調査を実施しております。

農地の利用状況については、農業者の高齢化や後継者不足のため離農者が多いことにより、



農地法メロ

- 第5条とは・・・所有者以外が、農地を農地以外のものにする場合
- 第4条とは・・・所有者自ら農地を農地以外のものにする場合
- 第3条とは・・・農地を所有権移転し利用する場合（権利移動）

遊休農地が解消されることは困難なようです。山間部では、非農地と判断されたところも多くあり、農地の減少には歯止めが利かない状況です。

このような状況の中、農地利用最適化推進委

雨が欲しいと嘆く田畑に思わせぶりの空模様
の8月8日。女性農業委員研修が南陽市で行われました。

米を作り、収穫から販売まで低温貯蔵で徹底管理している株式会社黒澤ファーム。注文受けてから自社精米し販売。高品質で、安全なお米にこだわりの持ち、様々なコンクールで受賞。

主力品種は「夢ごこち」。有名店や百貨店と契約を結び、顔の見える販売を大切に心がけています。後継者は2020年オリンピック基準であるGAPを取得し、未来へ向けて視野も広く計画しています。研修中も注文の電話がひっきりなしに鳴っていました。

ぶどうを30種以上栽培し直売から無添加にこ



員と共に基盤整備や若手新規就農者への支援を推し進め緑豊かな農地がどこまでも続く本町にしていきたいと思っております。
（農地部会長 沼澤久章委員）

女性農業委員研修会

研鑽を積んでいます

だわった加工、製造、販売、数々のイベント出店など、盛りだくさんの漆山果樹園。ぶどう棚が見えるカフェでは後継者が活躍。リッチなフルーツパフェやジェラート、アイステイ、ドライフルーツなどをおいしく頂き、直売ではぶどうの販売から加工品も販売しています。どちらも、頼もしい後継者があり、貯蔵施設や、乾燥機など多大な投資をされております。きっとその投資に見合った未来と展望があると感じてきました。

（福田京子 女性農業委員）



農地の所有権移転、転用には許可が必要です!

農地の無断転用にご注意ください。

自分の土地であっても農地に関しては、必ず届出が必要になります。

●農地法第3条許可申請

農地の売買・贈与・交換・賃貸（農地のままの権利移動）

農地を農地以外のものにするを「農地転用」と言います。

●農地法第4条許可申請（自分の農地の転用）

農地を住宅・駐車場・車庫・資材置き場・太陽光パネル等への転用

●農地法第5条許可申請（農地の権利移動を伴う転用）

農地を売買・贈与・賃貸を伴う住宅・駐車場・車庫等への転用

●農地改良届

農地への盛土、土壌改良等



上記に該当する場合は農業委員会事務局へご相談ください。

お問い合わせ先：白鷹町農業委員会事務局（電話 85-6128）

申請する前にお読みください

●許可申請等の締切日は

毎月10日です。

土日祝の場合は、休前日となります。

●農地を取得するときは

農地の権利を取得する時、取得後の農地面積が30a（3,000㎡）以上なければ許可できません。

●農地を転用する前に

農業振興地域のうち、農用地区域内農地の転用は原則として認められません。
やむを得ず転用が必要となる場合には農用地区域からの除外手続きが必要です。

申請の受付は3月と9月のみとなります。詳しくは、**農林課 農業振興係 85-6107**へ

※許可を受けずに転用すると、工事の中止または現状回復、その他違反行為の是正のために必要な措置を命ずることができるほか、3年以下の懲役または300万円以下の罰金(法人は1億円以下)が適用されることがあります。

●転用の申請から許可まで

転用の許可までは、最低でも申請から約2ヶ月を要します。

●許可申請で

自己所有の農地に2a（200㎡）未満の農業用施設(農作業小屋・堆肥舎など)を建てる場合は、許可は不要ですが事前に「**農地転用制限の例外の届出**」が必要です。

●注意事項!

申請できるのは、本人または行政書士のみとなります。

行政書士でないものが、農地法で定められた上記申請手続きなどを行うことは**法律で禁止**されています。

農地の貸し借りの制度をご活用ください

ぜひ、大切な農地は農地中間管理機構へ



機構に農地を貸す場合

所有者からの貸付希望申込

・常時、白鷹町農業再生協議会にて、お申込みを受け付けております。

貸付希望者リストの作成

・貸付希望者を取りまとめ

賃貸料・期間等の交渉

・町農業再生協議会と所有者の交渉となります。

農用地利用集積計画告示 (白鷹町)

・農業委員会決定
・機構へ権利移転となります。

機構から農地を借りる場合

借受希望者募集へ応募・公表

・募集期間があります。町農業再生協議会へご相談のうえ、お申し込みください。

借受者の選定

・機構ホームページにて借受希望者が公開されます。

・貸付ルールにより選定されます。

賃借料・期間等の交渉

・町農業再生協議会と借受者の交渉となります。

農用地利用配分計画(案)の作成

・町農業再生協議会にて

農用地利用配分計画の決定

・機構にて作成し、県へ申請します。

農用地利用配分計画の認可・告示(県)

・機構から借受者へ権利移転となります。

お問い合わせは

白鷹町農業再生協議会
TEL 0238-85-6107

白鷹町農業委員会
TEL 0238-85-6128

(公財)やまがた農業支援センター
TEL 023-624-6019



一人ひとりの農業者を応援する

農業者年金



農業者年金に加入するためのおすすめポイント！

1. 積立方式の終身保険で80歳までの保証付き
(国民年金1号被保険者で、年間60日以上農業に従事する、60歳未満の方ならどなたでも加入可)
 2. 保険料の自由設定・増減が可能
(保険料は2万円が基本となり、最高6万7千円まで1千円単位で選択、見直し、増減可)
 3. 税制面で大きな優遇
(保険料は全額所得税の社会保険控除の対象であり、受け取る年金も公的年金控除の対象)
- ★ 認定農業者など、一定の要件を備えた農業者は、保険料の負担を軽減する国庫補助を受けることができます。



農業者年金《経営移譲年金》の受給者の方は

大切な年金が支給停止事由に該当しないよう、土地の権利移動や転用などの際は事前に農業委員会に相談してください。

【農業者年金に関する詳しい内容・お問い合わせ先】 農業委員会事務局 電話 85-6128まで

農業者の「経営と暮らしに役立つ」情報を タイムリーにお届けします！

- 毎週金曜日 発行
- 月額700円 [送料、税込]

全国農業新聞は多くの読者の皆様に満足して頂けるよう
家族全員が楽しめる記事も充実しています。

【お問合せ】農業委員会事務局 (電話 85-6128)
または、最寄の農業委員・農地利用最適化推進委員



編集後記

平成30年は国内各地における大雨、台風そして北海道地震と大変自然災害の多い年となりました。

白鷹町では、5月からの少雨、8月まで高温少雨状態が続ぎ作物への影響が懸念されましたが、米の収量は若干下回ったものの、大きな被害もなく良かったのではないかと考えられます。

近年、野生鳥獣の多大な被害が多発しており、特にイノシシの被害が農作物だけではなく、農地の畦畔まで被害が出ております。町、猟友会と密な連携をとり、農家が取り組みやすい対策を考えていかななくてはならないと感じております。

発行するにあたり、ご協力いただきました皆様に、深く感謝申し上げます。

《農振部会長 大木光明》

農振部会長
農振副部会長
委員

大木 光明	丸川 正博	小林 孝次	福田 京子	樋口 太一
-------	-------	-------	-------	-------